

■安全確保関係の手続〔ボイラー・クレーン・ゴンドラ等特定機械〕

こんなとき 【場合】	どうする 【手続内容】	何を用いて 【必要書類】	いつ（までに） 【時期】
【製造・検査のための設備又は主任設計者・工作責任者を変更した場合】			
ボイラーの製造許可を受けた後、製造及び検査のための設備又は工作責任者を変更した場合	所轄の労働局へ提出	検査設備等（工作責任者）変更報告 （様式任意） ボイラー則4条	できるだけ早めに
第一種圧力容器の製造許可を受けた後、製造及び検査のための設備又は工作責任者を変更した場合	所轄の労働局へ提出	検査設備等（工作責任者）変更報告 （様式任意） ボイラー則50条	できるだけ早めに
クレーンの製造許可を受けた後、検査のための設備又は主任設計者若しくは工作責任者を変更した場合	所轄の労働局へ提出	検査設備等（主任設計者・工作責任者）変更報告 （様式任意） クレーン則4条	できるだけ早めに
デリックの製造許可を受けた後、検査のための設備又は主任設計者若しくは工作責任者を変更した場合	所轄の労働局へ提出	検査設備等（主任設計者・工作責任者）変更報告 （様式任意） クレーン則95条	できるだけ早めに
エレベーターの製造許可を受けた後、検査のための設備又は主任設計者若しくは工作責任者を変更した場合	所轄の労働局へ提出	検査設備等（主任設計者・工作責任者）変更報告 （様式任意） クレーン則139条	できるだけ早めに
建設用リフトの製造許可を受けた後、検査のための設備又は主任設計者若しくは工作責任者を変更した場合	所轄の労働局へ提出	検査設備等（主任設計者・工作責任者）変更報告 （様式任意） クレーン則173条	できるだけ早めに
ゴンドラの製造許可を受けた後、検査のための設備又は主任設計者若しくは工作責任者を変更した場合	所轄の労働局へ提出	検査設備等（主任設計者・工作責任者）変更報告 （様式任意） ゴンドラ則3条	できるだけ早めに
【登録性能検査機関等の検査員を解任した場合】			
登録性能検査機関が検査員を解任した場合	厚生労働大臣へ提出	検査員解任届出書 （様式第6号） 登録省令8条	できるだけ早めに
登録個別検定機関が検査員を解任した場合	厚生労働大臣へ提出	検査員解任報告 （様式第6号） 登録省令17条	できるだけ早めに
【設置・休止等をした場合】			
移動式ボイラーを設置しようとする場合。	所轄の労働基準監督署へ提出	ボイラー設置報告書 （様式12号） ボイラー則11条	設置前に

移動式ボイラーを設置している者がボイラーの使用を休止しようとする場合で、その休止期間が検査証の有効期間を経過した後にわたる場合	所轄の労働基準監督署へ提出	ボイラー休止報告書 (様式任意) ボイラー則45条	検査証の有効期間中
第一種圧力容器を設置している者が第一種圧力容器の使用を休止しようとする場合で、その休止期間が検査証の有効期間を経過した後にわたる場合	所轄の労働基準監督署へ提出	第一種圧力容器休止報告書 (様式任意) ボイラー則80条	検査証の有効期間中
小型ボイラーを設置した場合	所轄の労働基準監督署へ提出	小型ボイラー設置報告書 (様式26号) ボイラー則91条	設置後は早めに
クレーン（つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満（スタッカー式クレーンにあっては0.5トン以上1トン未満）を設置しようとする場合。	所轄の労働基準監督署へ提出	クレーン設置報告書(様式9号) クレーン則11条	設置前に
クレーン（つり上げ荷重が3トン以上（スタッカー式クレーンにあっては1トン以上）を設置している者がクレーンの使用を休止しようとする場合で、その休止期間が検査証の有効期間を経過した後にわたる場合	所轄の労働基準監督署へ提出	クレーン休止報告書 (様式任意) クレーン則48条	検査証の有効期間中
移動式クレーン（つり上げ荷重が3トン以上）を設置しようとする場合	所轄の労働基準監督署へ提出	移動式クレーン設置報告書 (様式9号) クレーン則61条	設置前に
移動式クレーン（つり上げ荷重が3トン以上）を設置している者が移動式クレーンの使用を休止しようとする場合で、その休止期間が検査証の有効期間を経過した後にわたる場合	所轄の労働基準監督署へ提出	移動式クレーン休止報告書 (様式任意) クレーン則89条	検査証の有効期間中
デリック（つり上げ荷重が0.5トン以上2トン未満）を設置しようとする場合	所轄の労働基準監督署へ提出	デリック設置報告書 (様式25号) クレーン則101条	設置前に
デリック（つり上げ荷重が2トン以上）を設置している者がデリックの使用を休止しようとする場合で、その休止期間が検査証の有効期間を経過した後にわたる場合	所轄の労働基準監督署へ提出	デリック休止報告書 (様式任意) クレーン則133条	検査証の有効期間中

エレベーター（積載荷重が0.25トン以上1トン未満）を設置しようとする場合（ただし、設置から廃止までの期間が60日未満のものは除く）	所轄の労働基準監督署へ提出	エレベーター設置報告書 (様式29号) クレーン則145条	設置前に
エレベーター（積載荷重が1トン以上）を設置している者がエレベーターの使用を休止しようとする場合で、その休止期間が検査証の有効期間を経過した後にわたる場合	所轄の労働基準監督署へ提出	エレベーター休止報告書 (様式任意) クレーン則167条	検査証の有効期間中
簡易リフト（積載荷重が0.25トン以上）を設置しようとする場合	所轄の労働基準監督署長へ提出	簡易リフト設置報告書 (様式29号) クレーン則202条	設置前に
ゴンドラを設置している者がゴンドラの使用を休止しようとする場合で、その休止期間が検査証の有効期間を経過した後にわたる場合	所轄の労働基準監督署へ提出	ゴンドラ休止報告書 (様式任意) ゴンドラ則32条	検査証の有効期間中
やむを得ない事由によりクレーンの定格荷重を超えて荷重をかけて使用することとなる場合	所轄の労働基準監督署へ提出	クレーン特例報告書 (様式第10号) クレーン則23条	使用する前に